



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

自治体の消費生活センターだと思ったら…

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

スマートフォンでインターネットを閲覧中にアダルト動画サイトに入ってしまう、クリックしたら「登録完了。3日以内に年会費10万円支払うように」と表示された。

退会しようと業者に電話をかけると「すでに登録されている。午後5時までに振り込まないと延滞料金を加算する」と言われた。

慌ててインターネットで消費生活センターを検索し、画面上位に表示された相談窓口で電話をしたところ、行政書士の窓口だったようで「4万円で退会処理を行う」と言われた。どうしたらよいだろうか。

【ひとことアドバイス】

- ◆公的窓口の消費生活センターに相談しようとインターネットを検索したところ、それが民間業者や一部の行政書士の広告であり、アダルトサイトの退会処理の費用を請求されたという「ワンクリック詐欺の二次被害」の事例です。
- ◆そもそも入会契約は成立していないので支払い義務はありません。慌てて業者に電話をしてはいけません。
- ◆インターネットで検索する際には、上位に表示される「広告」と「検索結果」の違いに気をつけましょう。
- ◆役場消費生活相談窓口の電話番号を携帯電話やスマートフォンに登録しておき、何かあったらすぐに連絡することをお勧めします。